

健康保険等の加入状況

- 1

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- 2

(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

2

地方整備局長
北海道開発局長
北海道知事 殿

2

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
申請者 北海道建設株式会社
~~届出者~~ 代表取締役 北 海 太 郎

2

国土交通大臣
北海道知事

3

許可（一般）
特 29

4

許可年月日
平成29年 5 月 7 日

許可番号

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
/5 本店	/6 (20人 5人)	/7 1	/8 1	/9 1	健康保険	/10 ○○○○○○○○○
					厚生年金保険	/11 ○○○○○○○○○
					雇用保険	/12 ○○○○○○○○○
小樽支店	(11人 0人)	1	1	1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(31人 5人)					

1 該当するものを丸で囲む。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合
- 2 不要のものを消す。
- 3 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 4 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 5 別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 6 法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載する。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載する。
- 7 適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入する。
- 8 適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入する。
- 9 適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入する。
- 10 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載する。
- 11 事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載する。
- 12 労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載する。

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり { 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

3
地方整備局長
~~北海道開発局長~~
北海道知事

令和 年 月

18

3

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号

申請者 北海道建設株式会社

届出者 代表取締役 北海 太郎

北海道知事 殿

区 分 [] 項番 [6][1] 3 [4]

1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の置替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

知事コード 3 [17] 振興局コード [3]

許 可 番 号 [6][2][0][1][5][1] 国土地理院許可(一般特)第[2][9]号 第[0][0][4][5][6][7]号 平成[2][9]年[0][5]月[1][5]日 許可年月日 [5] [6]

7 新規・許可換えの場合

新規・許可換えの場合 (フリガナ)

項番	フリガナ	キタグニ	タロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	9 キ タ	5 北 国	8 太 郎	10 生年月日 H 0 1 年 0 4 月 0 日
今後担当する建設工事の種類	10 9 7	5 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	10 9	15 20 25 30
現在担当している建設工事の種類				
有資格区分	12 6 5 1 3	2 3 8	3 7	4 9
変更、追加又は削除の年月日	16 令和 年 月			営業所の名称 (旧所属)
専任技術者所	13 北海道札幌市中央区南18条西20丁目1番2号			営業所の名称 (新所属) 本店

般・特新規の場合

般・特新規の場合

		項番		フリガナ (フリガナ)		キタグニ ジロウ										元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕														
氏名		6	3	キ	タ	北	国		二	郎							生年月日	H	0	2	年	0	5	月	1	0	日			
今後担当する建設工事の種類		6	4	9																										
現在担当している建設工事の種類				7																										
有資格区分				1		2		3		4		5		6		7		8												
変更、追加又は削除の年月日		令和	年	月											営業所の名称 (旧所属) 本店 / 14															
専任技術者住所		北海道札幌市中央区南19条西2丁目1番2号										営業所の名称 (新所属) 本店 / 14																		

業種追加の場合

業種追加の場合

氏名

フリガナ

ミナミグニ イチロウ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

H

0

3

年

0

6

月

1

5

日

建設工事の種類

6

4

9

9

現在担当している建設工事の種類

9

有資格区分

6

5

1

3

変更、追加又は削除の年月日

令和

年

月

営業所の名称
（旧所属）

小樽支店

専任技術者の住所

北海道札幌市中央区南20条西21丁目1番2号

営業所の名称
（新所属）

小樽支店

- 1 該当するものを丸で囲む。
- 2 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 3 不要のものを消す。
- 4 「1」→①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 「2」→許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合
 「3」→許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
 「4」→許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなった場合（その者がこれまで専任の技術者となっていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記「2」又は「3」に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出る。
 「5」→許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合。なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記「3」に該当するものとして、変更前の氏名につき上記「4」に該当するものとみなして、それぞれ作成する。

- 5 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 6 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 7 初めて北海道知事許可の申請をする場合
- 8 姓と名の間は1コラム空ける。国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合。ただし、経営業務管理責任者を兼ねていて登記されている場合はその登記事項証明書の字。）の字で記入する。
- 9 姓の最初の2文字を記入する。
- 10 建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表に対応する略号のコラムに記入する。（項番61において「4」の場合を除く。）

- (1) 一般建設業の場合
 「1」→ 法第7条第2号イ該当
 「4」→ 法第7条第2号ロ該当
 「7」→ 法第7条第2号ハ該当
- (2) 特定建設業の場合
 「2」→ 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 「3」→ 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 「5」→ 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 「6」→ 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 「8」→ 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 「9」→ 法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	し	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

- 11 項番61において、「1」、「2」、「4」又は「5」の場合（上記4の「1」の①に該当する場合を除く。）、現在証明されている専任の技術者について、これまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを上記10により記入する。
- 12 証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記入する。

	コード	資格区分
	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11	一級建設機械施工技士
	1A	二級 "（附則第4条該当）
	12	二級 "（第1種～第6種）
	1B	二級 "（第1種～第6種）（附則第4条該当）
	13	一級土木施工管理技士
	1C	二級 "（附則第4条該当）
	14	二級 "（土木）
	1D	二級 "（土木）（附則第4条該当）
	15	二級 "（鋼構造物塗装）
	16	二級 "（薬液注入）
	1E	二級 "（薬液注入）（附則第4条該当）
	20	一級建築施工管理技士
	2A	二級 "（附則第4条該当）
	21	二級 "（建築）
	22	二級 "（躯体）
	2B	二級 "（躯体）（附則第4条該当）
	23	二級 "（仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 "（電気）
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 "（管）
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 "（電気）
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 "（造園）
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 "（建築）
	39	木造 "（木造）
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）
	4A	二級 "（附則第4条該当）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	4B	二級 "（附則第4条該当）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	4C	二級 "（附則第4条該当）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	4D	二級 "（附則第4条該当）
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）

	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	〃 (附則第4条該当)	
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
電気工事士法	55	第一種電気工事士	
電気事業法	56	第二種 〃 3年	
	58	電気主任技術者(第1種～第3種) 5年	
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 5年	
水道法	65	給水装置工事主任技術者 1年	
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 〃	
職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	64	型枠施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	72	左官(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	57	とび・とび工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	66	ウエルポイント施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	6C	ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	74	冷凍空調機器施工・空調設備配管(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	76	配管・配管工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	78	築炬・築炬工(1級)・れんが積み	
		〃 〃 (2級) 3年	
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		〃 〃 (2級) 3年	
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	81	鉄工・製罐(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	83	工場板金(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	87	ガラス施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	91	噴霧塗装(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	67	路面標示施工	
	92	量製作・量工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
		〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年	
	94	熱絶縁施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
		〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年	
	96	造園(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	97	防水施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	98	さく井(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	61	地すべり防止工事 1年	
	6A	〃 (附則第4条該当) 1年	
	40	基礎くい工事	
	62	建築設備士 1年	
	63	計装 1年	
	60	解体工事	
	36	基幹技能者	
	99	その他	

1 3 一般の業種を特定の業種として申請する場合

1 4 「営業所の名称(旧所属)」欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」欄は、この証明書の提出後に専任の技術者として所属する営業所の名称を記載する。

1 5 現在担当している特定「土」に更に特定「と」を担当する場合

1 6 項番61において、「2」、「3」、「4」又は「5」の場合、変更、追加又は削除した年月日を記入する。

- 17 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツカ総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 18 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

北海道札幌市中央区北2条西3丁目4番5号
株式会社 北海道工業
代表取締役 北海 時夫
社員

北海道知事許可（般27）石第538
とび・土工工事業 平成27年5月1日許可

証 明 者
被証明者との関係

技 術 者 の 氏 名	西国 三男	生年月日	昭和54年6月27日	使用された期間	平成17年 4月から 平成28年 3月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社 北海道工業				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	札幌市南区体育館基礎工事			平成17年 4月から平成18年 3月まで	
工事主任	西海邸基礎工事			平成18年 4月から平成19年 3月まで	
工事主任	北口ビル外構工事			平成19年 4月から平成20年 3月まで	
工事主任	国北マンション足場設置工事			平成20年 4月から平成21年 3月まで	
工事係長	南国ビル基礎工事			平成21年 4月から平成22年 1月まで	
工事係長	北東西南線路盤改良工事			平成22年 4月から平成23年 3月まで	
工事係長	南西ビル外構工事			平成23年 4月から平成24年 3月まで	
工事係長	水菊アパート外構工事			平成24年 4月から平成25年 3月まで	
工事課長	札幌小幌線盛土工事			平成25年 4月から平成26年10月まで	
工事課長	小札幌幌川土工工事			平成26年12月から平成28年 2月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 10年	6月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

- 5 被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）を記載する。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載する。
- 6 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。
- 7 実際に雇用されていた期間を記入する。
- 8 証明者が申請者以外の建設業者の場合は許可番号、許可業種及び許可年月日を記載する。
- 9 実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。
- 10 実務の経験を有した当時の職名を記載する。
- 11 重複しないよう記入する。
- 12 使用者と証明者が異なる場合の理由を記載する。（例：令和〇年〇月 会社解散のため 等）

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

北海道札幌市中央区北2条西3丁目4番5号
株式会社 北海道工業
代表取締役 北海 時夫

北海道知事許可（般27）石第538
とび・土工工事業 平成27年5月1日許可

証明者

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	東国 二郎	生年月日	昭和52年5月11日	使用された	平成16年 4月から
使用者の商号 又は 名 称	株式会社 北海道工業			期 間	平成29年 3月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
北海市	76,680千円	工事課長	北海市体育館建設工事の内基礎工事	平成26年 5月から平成27年 1月まで	
(株)北海商事	59,400千円	所長	北海商事ビル建設工事の内基礎工事	平成27年 3月から平成27年10月まで	
南海町	51,840千円	所長	南海町営住宅建設工事の内外構工事	平成28年 1月から平成28年 3月まで	
西海不動産(株)	54,216千円	所長	西海マンション改築工事の内外構工事	平成28年 5月から平成28年 9月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満	2年 1月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万
以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）
1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

- 5 被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）を記載する。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載する。
- 6 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。
- 7 実際に雇用されていた期間を記入する。
- 8 証明者が申請者以外の建設業者の場合は許可番号、許可業種及び許可年月日を記載する。
- 9 実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。
- 10 直接請け負った発注者の名称を具体的に記載する。
- 11 税込みの金額を記載する。
- 12 重複しないよう記入する。
- 13 使用者と証明者が異なる場合の理由を記載する。（例：令和〇年〇月 会社解散のため 等）
- 14 発注者から直接請け負った建設工事に関するものに限られる。したがって元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。また、請け負った建設工事に係る実務の経験であるから、発注者の現場監督員としての経験等もここには含まれない。
「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

令和 年 月 日

[illegible]

- 1 営業所一覧表（新規許可等）（様式第一号別紙二（１））又は営業所一覧表（更新）（様式第一号別紙二（２））に記載した順で記載する。従たる営業所をすべて記載する。
- 2 役員を兼ねている場合は「取締役〇〇支店長」等と記載する。

許可申請者（~~法人の役員等~~ **1** ~~本人~~ ~~法定代理人~~ ~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

住	所	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 3 番 4 号		
氏	名	北海 太郎	生 年 月 日	昭和 4 5 年 8 月 1 5 日生
役	名 等	代表取締役 (常勤)		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		8 なし		
上記のとおり相違ありません。				
令和 2 年 1 0 月 1 日		氏 名 北海 太郎		

記載要領

- 1 「

法 人 の 役 員 等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員

」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び「確認」欄 への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び「確認」欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。
- 7 法人の場合は、様式第一号別紙「役員等の一覧表」に記載された役員等全員分を作成する。「法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合（例：取締役〇〇支店長）は、当該使用人の分についても作成し、様式第十三号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」の作成は省略する。
- 8 建設業に係る行政処分及び行政罰に加えて、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	小樽市花園1丁目2番3号		
氏	名	西海 太郎	生 年 月 日	昭和47年11月 1日生
営 業 所 名	小樽支店			
職	名	小樽支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		2 なし		
上記のとおり相違ありません。				
令和 2年10月 1日				
氏 名 西海 太郎				

記載要領

- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された使用人全員分を作成する。役員を兼ねている場合（例：取締役〇〇支店長）は、様式第十二号「許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書」により作成し、本調書の作成は省略する。
 - 建設業に係る行政処分及び行政罰に加えて、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
北海 五郎 1	札幌市北区北10条西1丁目2番3号	1,000株 2
発行済金額		22,000千円
発行済株式総数		1,500（株）

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること

- 1 株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合は氏名を記載する。
- 2 株数を記載するときは「〇〇株」と、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記載する。
- 3 許可申請者が法人の場合に作成する。
- 4 最後に発行済株式総数及び発行済金額を明示する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	1	昭和50年 5月 1日	創業	4
		昭和51年 5月 1日	北海道建設株式会社設立（資本金1,000万円）	5
		昭和55年 4月 1日	小樽支店開設	
		昭和55年 5月 1日	資本金の増資（資本金22,000万円）	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

建設業の登録及び許可の状況	2	昭和54年 5月 7日	北海道知事許可（般－54）第4567号（建築）	6
		昭和56年 5月 1日	北海道知事許可（業種追加）（特－56）第4567号（土木、とび・土工）	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

賞罰	3	年 月 日	7 なし
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 事業（建設業以外も含む。）を開始した年月日を記入する。
- 商号又は名称、組織の変更、資本金額の変更、営業所の開設・廃止等を記載する。
- 新規、許可換え新規、般特新規、業種追加、失効について記載する。
- 建設業に係る行政処分及び行政罰に加えて、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 小札建設業協会 / 1	昭和52年4月1日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

1 未加入の場合は「なし」と記載する。

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
/ 1 / 2	/ 2 札小銀行札幌駅西口支店	/ 2 小札信用金庫入船支店	/ 2

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)